

## 令和元年度 第1回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 令和元年7月24日(水)

14:30～16:30

場 所 ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルド

## 1 オリエンテーション

(司会)

それではただ今から、令和元年度 第1回 青森県子ども・子育て支援推進会議を開会いたします。

私は司会進行を務めますこどもみらい課の旭澤と申します。よろしくお願いいたします。  
それでは開会にあたり、知事より御挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶

(青山副知事)

皆さん、こんにちは。私は副知事の青山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日、三村知事は台湾の方に出張をされていて、出席が叶いませんでした。知事から開会にあたりましての挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

令和元年度 第1回 青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変御多忙のところ御出席をくださり、誠にありがとうございます。また日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、先般公表されました平成30年人口動態統計において、本県の合計特殊出生率は1.43と、全国を0.01ポイント上回りましたが、出生者数は7,803人と前年より232人減少しております。少子化のさらなる進行が懸念されるところであります。

このような中、国では人口減少や東京一極集中に伴う地域経済縮小という課題に対し、今年6月に閣議決定されました「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、個々の希望を叶える少子化対策として幼児教育、保育の無償化や長時間労働の是正に係る取組など国全体の取組に加え、子育てサポート体制、働き方、住環境などの地域ごとの課題に応じた対策につきまして、さらなる強化を図ることとしております。

県といたしましても、急激な人口減少に歯止めをかけるため、結婚、妊娠、出産、子育てを社会全体で支援する気運を醸成しながら、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、若者、女性の県内定着を促進するなど、自然減、社会減対策を総合的に推進しているところです。今後も未来担う子どもたちが、この青森で生まれ、希望をもって成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、関係機関、市町村、そして県民の皆様と一体となって一歩一歩、着実に取組を進めて参ります。

本日は青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」の見直しの時期であることから、本計画の評価や次期計画策定の方向性につきまして御審議いただくほか、「認定こども園部会における審議状況」について御説明させていただきます。

委員の皆様には、保健・医療・福祉・教育・労働など、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますとともに、全県的な視野に立たれ協議、検討をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶といたします。

令和元年7月24日、青森県知事 三村申吾 代読  
本日はよろしくお願ひいたします。

### 3 会議成立報告

(司会)

ありがとうございました。

ここで恐縮ではございますが、副知事は公務のため退席させていただきますので御了承ください。

次に会議内容の公開についてお願ひ申し上げます。この会議は公開を原則としております。また議事録として皆様の発言内容を要約して県のホームページに掲載いたしますので、あらかじめ御了承願ひます。

本日は委員20名のうち18名の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

### 4 委員紹介

続きまして、議事に先立ち委員の異動がありましたので御紹介させていただきます。恐縮ではございますがお名前を呼ばれましたらその場でお立ちくださいますようお願いいたします。

青森県議会環境厚生委員会委員長、鳴海恵一郎委員でございます。

なお本日、秋元委員、山内委員につきましては都合により欠席となっております。

続きまして事務局職員を御紹介いたします。

神 健康福祉部次長です。

久保杉 こどもみらい課長です。

三上 子育て支援グループマネージャーです。

齋藤 児童施設支援グループマネージャーです。

企画政策部企画調整課、奥田 基本計画推進グループマネージャーです。

これから先は議事に入りますので、議長であります佐藤会長に務めていただきます。佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

### 5 議事

(佐藤会長)

それではよろしくお願ひいたします。

まず会議を始める前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。橋本委員、渡邊委員にお願ひいたします。

さっそく、次第がお手元に用意されてございますが、それに則りまして議事を進めてまいりたいと思います。お手元でございますように協議事項が2点ございます。1つは後期計画

についてであります。今年度中に策定をすることになっておりますので、その内容や会議スケジュール等について協議をお願いしたいと思っております。前期計画につきましては、この会議が進行管理をすることになっておりますので、前期計画についての進捗状況について御協議をいただきます。

それから報告事項が1件、「認定こども園部会における審議状況」その結果についてご報告をいたします。

その他につきましては、前回から委員の皆様から協議事項を御提案いただき、この場で協議をすることになりましたが、今回2件の提案がございましたので御協議をいただく予定になっているところでございます。

どうぞ忌憚のない御意見をのびのびと自由に発言をいただければと思っております。それではよろしくお願いたします。

まず「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画の策定について御説明を願います。

(事務局)

事務局、こどもみらい課から説明させていただきます。

資料の1をご覧くださいと思います。青森県次世代育成支援行動計画、のびのびあおもり子育てプラン（後期計画）の策定について説明いたします。

表紙をめくっていただいて、1ページ目になります。1つ目の次期プラン策定に向けた基本的な考え方でございます。

現行の前期プランが令和元年度までということになっておりますので、今年度中に令和2年度から令和6年度までを計画期間といたします後期プランを策定する必要がございます。

後期プランの策定にあたりましては、県の附属機関であります子ども・子育て支援推進会議などの意見を踏まえまして、知事を本部長とする子ども・子育て支援推進本部で決定することになります。

施策の体系につきましては、基本的に現行の前期プランを踏襲することといたしております。また施策の内容、それから目標指標等につきましては、前期の達成状況等を踏まえて今後検討をしていきたいと考えております。

2つ目のプランの性格・位置づけになります。このプランは次世代育成支援対策推進法に基づきまして、本県の全ての子育て家庭を対象に、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性、それから目標を総合的に定めたものになります。

2ページ目をご覧くださいと思います。

上の真ん中から左側に様々な計画との関連について記載してございます。のびのびプランは関連する計画と一体的に策定しているところでございます。母子保健対策という観点からの母子保健計画、それから教育、保育サービス等の提供体制等に係る子ども・子育て支援事業支援計画のほか、後期計画からは家庭で養育が難しい子どもたちのための社会的養

育推進計画が加わることとなります。

下の方には、それぞれの計画の根拠となります法律、それから計画の概要等を記載しておりますけれども、国の基本方針がそれぞれ別に定められております。母子保健計画と社会的養育推進計画の内容については、それぞれの関係の有識者等で構成いたしますワーキングチームなどで検討をいたしまして、それらの意見を吸い上げながら、のびのび子育てプランとして取りまとめていくこととなります。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。

次期プランの策定のスケジュールでございます。9月に県の関係各課に文書照会をした上でプランの一次素案を作成いたします。それを10月に開催いたします第2回推進会議にお諮りいたしまして、委員の皆様のお意見をいただくことにしております。その後、庁内関係課に再度文書照会をした上で二次素案を作成いたしまして、12月にパブリックコメントを経て、県民から様々な意見をいただきながら原案を固めていきます。それから1月から3月の間に第3回の推進会議を開催いたしまして、計画策定、公表という流れとなります。以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、後期計画の策定の基本的な考え方及びスケジュール等について簡潔なご説明がございましたが、何か御感想、御意見、御質問等ございましたら御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

渡邊委員。

(渡邊委員)

1つだけ確認ですが、のびのびあおもり子育てプランの中の子ども・子育て支援事業支援計画ですけれども、これは県内の市町村の支援事業計画を踏まえてといえるでしょうか、整合と言いますか、支援するような形で作られるのでしょうか。

(事務局)

そこにつきましては市町村の子ども・子育て支援事業計画を県で積み上げてまとめることになっております。

(鳴海委員)

そして、市町村の計画も大体同じような流れで進めているのですか。

(事務局)

各市町村につきましても、今年度、支援事業計画を策定することになっておりますので、

並行しながらやっていくことになります。

(渡邊委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐藤会長)

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではただ今ご説明をいただいた基本的な考え方、スケジュール等の方向で進めていただきたいと思います。

次に協議事項の2番目でございますが、「のびのびあおもり子育てプラン」前期計画の報告書(案)について、事務局より御説明をいただきたいと思います。

(事務局)

こどもみらい課から、資料2-1を使って説明したいと思います。のびのび子育てプラン、前期計画、報告書の案でございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

まずプランの進行管理についてでございます。左側のところになりますけれども、県ではプランの着実な推進を図るため、プランに掲げた6つの「施策基本方針」に関連する個別事業の実施状況、各施策の達成状況を毎年度、把握、点検・評価し、その結果を次年度以降の予算編成や事業実施につなげるPDCAサイクルにより進行管理をいたしております。

進行管理につきましては、知事を本部長とする子ども・子育て支援推進本部を設置いたしまして、全庁的な体制の下、部局横断的に各年度、実施状況を把握・点検するとともに、子ども・子育て支援推進会議と連携しながら今後の取組の方向性を検討しております。

結果につきましては、毎年1回、年度報告書としてまとめまして、ホームページに掲載して公表いたしております。

3ページ目をご覧ください。プランの施策の体系でございます。

プランの基本理念でございます。子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざすため、3つの基本方針と、それから左側に6つの施策の基本方針を掲げてございます。さらに基本方針の柱ごとに施策の目標、それから具体的な施策の内容について定めております。

4ページ目をご覧ください。施策の基本方針ごとに進捗状況等を説明していきたいと思っております。

各基本方針に施策の目標指標が掲げられておりますけれども、トータルで36の目標指標がございます。上の方に施策の目標指標の達成状況を記載しておりますが、この表の見方について説明したいと思います。

表の右から2つ目の30年進捗状況のところには、目標を達成したか未達成だったかを記載しております。達成した項目につきましては30年の実績欄のところ、黄色で表記してございます。30年の実績を中心に前期の状況にも触れながら説明をしていきたいと思っております。

まず1つ目の基本方針でございます。結婚支援から御説明いたします。まず一番下の30年度の実績のところでございます。結婚を希望する男女の出会いのための婚活情報を提供するあおもり出会いサポートセンターの運営、それから市町村広域の実績の支援等を内容としていたします結婚支援協働サポート事業などを実施いたしました。

また上の方に戻りますけれども、目標指標のうち、1人の女性が一生の間に産む子供の数とされております合計特殊出生率につきましては、30年が1.43ということで、平成25年当時の1.40を上回り、この4年間は目標を達成している状況でございます。

一方、人口千人あたりの婚姻数を表す婚姻率につきましては、年々低下する傾向にございまして、30年は3.8となったほか、その平均初婚年齢は年々上昇している傾向にございまして、いずれも目標を下回る形になりました。

評価についてですが、合計特殊出生率は目標を達成したものの、出生数は年々減少している傾向が続いております。さらなる改善に向けて今後も取組を推進していく必要がございます。

また昨年度、当課が実施いたしました子どもと子育てに関する調査の結果も出ておりますが、独身者の6割以上が結婚を望んでいるという結果が出ております。今後も結婚を望む男女の婚活を支援する観点から、交際、結婚を望む男女のニーズを踏まえたサポート、それから子育てに対するネガティブなイメージの払しょく、それから価値観の押し付けにならないような啓発を行うなどの対策を進めていく必要がございます。

5ページをご覧ください。2つ目の基本方針、妊娠・出産の支援でございます。

施策の目標指標は次の6ページにかけまして全部で18項目でございます。6ページの下の方を御覧いただきたいと思っております。30年度の実績でございます。乳幼児はつらつ育成事業につきましては、子どもの医療費についての市町村補助事業ですが、昨年10月、保護者の所得制限の上限額を引き上げいたしました、対象者の範囲を拡大してございます。また妊婦さんの産後の禁煙を促す事業、子どもを含めた県民の食育推進のための普及啓発、それから医療機関等において周産期医療システムの運営などを実施したところでございます。

5ページに戻っていただきまして、目標指標の達成状況でございます。一番上の乳児死亡率につきましては、30年は2.10ということで、全国平均以下という目標を下回る結果となっております。乳児死亡率というのは死亡する乳児の数が少ないため、1人、2人の差が大きく影響してまいります。ここ4年間の状況を見ますとプラン策定時の21年から25年の平均値である2.4と比べますと低下している傾向にありますが、全国平均と比べるとまだ少し差がある状況です。

それから4行目の妊娠中の妊婦の禁煙率、その下の育児期間中の両親の禁煙率、さらにそ

の下、妊娠中の妊婦の飲酒率につきましては、一部改善している傾向にはございますけれども、30年は未達成という結果になっております。

それから目標を達成した指標ですが、真ん中あたりの小児救急電話相談を知っている親の割合、こちらは30年が81.3%、それから子どものかかりつけ医を持つ親の割合、医師が79.3%、歯科医師が50.5%となっているほか、歯の仕上げ磨きをする親の割合、こちらは75.9%ということで、ここ4年間は目標を上回っている状況でございます。

また5ページの一番下でございます児童、生徒の身体についてでございますが、肥満傾向児の割合、こちらが30年では11.4%ということで目標を達成したものの、痩身傾向児の割合が2.77%ということで未達成となっております。

6ページを御覧いただきたいと思っております。評価についてですが、小児医療関係につきましては、周産期医療施設の連携体制の維持・強化のため、引き続き周産期医療システムの円滑な運営等に努めていく必要がございます。また妊娠期では、妊産婦への母子保健指導を徹底する必要があるということから、母子保健を担う市町村への支援等に取り組んでいく必要あり、児童、生徒等に対する保健指導の強化も重要となっております。

7ページ目を御覧ください。基本方針の3つ目、社会全体での子育て支援でございます。

下の30年度の取組のところでございます。市町村の保育サービスに対して、補助金を交付する地域子ども・子育て支援事業のほか、市町村の相談支援体制の構築を支援いたしました切れ目のない親子支援事業、それから男性の育児、家事参画促進のためのイクボスの登録などを行う女性活躍推進事業などを実施したところでございます。

目標指標のところでございますけれども、合計特殊出生率については先ほど説明をしたとおりですけれども、男性の育児休業取得率、30年は2.1%ということで、29年に引き続き目標を達成しておりますけれども、全国平均を下回っており、前年よりも率が低下している状況でございます。

それから子どもと子育てに関する調査の項目になっている指標ですが、理想とする子どもの数と予定とする子どもの数の差につきましては、30年が理想の子ども2.60人、予定の子ども2.33人ということで、その差が縮小しております、目標を達成いたしております。ちなみに今回、理想、予定の子ども数ともに前回の25年の調査に比べますと人数が増えてございます。この点は明るい材料ではないかと考えております。

ただ一方で、その下の指標になりますけれども、子育てをする上で、辛さ、不安、悩みを持っている、持っていた人の割合、こちらが81%ということで、前回調査よりも高くなっております。

評価のところでございますけれども、今後も育児休業を取得しやすい環境を整備していくことが必要ですので、引き続き働き方改革や認証制度の周知、それから働き方改革に取り組む企業への支援を実施していく必要がございます。また子育てに関する様々な負担の軽減というのが課題になっておりますので、各種サービスの充実のほか、子育てに関する相談支援の体制の強化、乳幼児の医療費助成、夫婦の対等なパートナーシップの形成促進などに

よりまして社会全体での子育て支援を推進していくことが必要でございます。

8ページ目を御覧ください。基本方針の4つ目、特に支援が必要な子どもたちへの支援でございます。

まず30年度の取組のところでございます。児童相談所の職員の質の向上を図るための研修、それから里親制度の普及啓発や里親支援を行う里親支援機関事業、生活困窮者や施設入所児童の自立のための事業等を行ったところでございます。

目標指標につきましては、子育て中に子どもを虐待していると感じることがある、あった親の割合、こちらも去年の調査の項目でございますけれども、30年、35%ということで、前回調査よりも割合が高まっております。また家庭での養育が困難な子どものうち、里親等に委託する率を表します里親等委託率につきましては、全国平均を上回る水準で徐々に上昇しております。30年度は25.9%ということで目標を達成しております。

それから施設入所児童の大学等進学者数でございますけれども、全体数が少ないため年度によってどうしても差が出てしまいますけれども、27年度から29年度までにつきましては目標を上回っておりましたが、30年は1人という結果になっております。

評価でございますけれども、今後も児童相談所の専門性の向上、保護者に対する相談支援体制等の強化に努めていくほか、里親等委託率につきましては国においてさらなる高い目標値を設定しておりますので、今後も里親制度の普及啓発等を進めていく必要がございます。また児童の自立支援については、大学等への進学経費の援助など経済的支援、こちらの方を継続していく必要があると考えております。

9ページ目を御覧ください。基本方針の5つ目、子どもの心を育む支援と健全育成の推進でございます。

30年度の取組のところでございますけれども、若者の県内仕事定着のための意識啓発や離職防止等のための取組、それから公立の小・中学校へのスクールカウンセラーの配置によるいじめの防止、地域でいじめ防止に取り組む気運の醸成などの事業を実施したところでございます。

目標指標、学校が楽しいと思う児童・生徒の割合につきましては、28年度は目標を上回っておりますけれども、30年度については87.2%ということで低下いたしております。また、不登校児童生徒の在籍比につきましては、10月に調査結果が判明いたしますが、小・中学校で年々割合が高まっております。その下のいじめ問題の解消率については、小学校から高校まで一括りの集計となっておりますので、目標と単純な比較はできないのですが、傾向としますと27年度、28年度と改善傾向にあったのですが、29年度は80.6%ということで減少に転じております。

評価でございます。今後も引き続き学校における相談体制の充実、それからいじめ防止に向けた取組の推進が必要ではないかと考えております。

10ページ目になります。基本方針の6つ目、安全・安心な子育て環境づくりでございます。

30年度の取組でございますが、中・高校生に正しい自転車ルール、マナーを伝達する事業のほか、ネット犯罪が増加する中、中高生を対象としたネットに関する規範意識の向上を図るための事業を実施いたしました。

この結果、上の指標のところでございますけれども、子どもの交通人身事故、死傷者数は30年が167人、チャイルドシート使用率が68.5%ということで、大きく改善しております。また少年の福祉を害する福祉犯被害少年数も改善傾向にございまして、30年は38人と目標を達成してございます。

評価でございますが、交通人身事故死傷者数は減少傾向にあるものの、子どもの死傷者数は今だ100人以上などとなっていることから、引き続き子どもの安全確保に向けた取組が必要でございます。それから近年、SNSを介した犯罪被害が発生していることから、その防止のための取組も必要でございます。

資料2-1の説明は以上となります。

お手元の資料2-2、こちらは今説明をした資料2-1を要約したものになります。それから資料3、こちらは令和元年度の主な新規事業をまとめたものになります。それから資料4、こちらが関係課の事業の実施状況をまとめた資料になります。後程御覧いただければと思います。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

それでは前年度の計画の達成状況等について詳細な説明をいただきました。次年度の計画策定との関連資料かと思っておりますので、どうぞ御質問、御意見、御感想でも構いませんので御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

村上委員。

(村上委員)

村上です。御説明をいただいた資料2-1でございますが、4ページでございます。

出産、子どもが生まれるのは、ずっと1万人以上でしたけれども、割ってしまいました。そして、4ページの資料を見ますと、婚姻率も年々下がってきています。婚姻率が下がるということは子どもの出生も減ってくるということだと思っておりますけれども。

下から2行目に30年度の主な取組、結婚支援協働サポート事業とございますけれども、どういうふうなものか内容が私は分かりませんので、その事業内容を教えていただければと思います。ここに力を入れていかなければ男女が一緒にならない、生まれない、少子化が進むということにつながるのではないかなと思っております。前に説明をいただいたかもしれませんが、その事業がどうであったか、何をやって効果がどうであったかということをも具体的に聞きたいと思っております。

(佐藤会長)

的確な御指摘、ありがとうございます。

では事務局、お願いします。

(事務局)

こどもみらい課でございます。

資料4の2ページ目になりますけれども、結婚支援協働サポート事業ということで、事業内容が書かれてございます。

一番大きな基本的な事業といたしましては、県の方であおもり出会いサポートセンターというものを設置運営いたしております。こちらの方では結婚を望む男女のために、いろんな婚活イベントの情報などを提供している事業ということになるのですが、そちらの運営が1つということと、気運醸成ということで、ラジオ番組、体験型イベント、タウン情報誌への掲載などで家族の素晴らしさなどを伝える取組も行っております。

その他、最近では大学生を対象に、県内の大学に年間3カ所ほど訪問いたしましてワークショップのようなことをやる意識啓発を図っているところでございます。

昨年度までは、2ページの2行目になりますけれども、市町村の広域の取組の支援ということで、県内の中でも広域の連携が進んでいるところとややちょっと遅れているところがありまして、県の方ではやや遅れているところの取組の底上げを図るという観点からプロジェクトチーム、会議を開いて連携を強化するといった取組を行っていたところでございます。

事業内容としては以上になります。

(村上委員)

ありがとうございます。いろいろやっているようですけれども、必要なことは企業とか役所とか、そういうところで職場結婚を勧めるようなことを、現場に即した活動が必要だと思います。

考えてみますと男女というのはシステムがあるから結婚をすとか、そういう問題ではなく、出会いです。それから集合した時に気持ちの問題で好きや愛など、そこからスタートすると思います。多分出会いが必要だと思うのですが、もうちょっと現場をどうするか、システムとかそういうものも必要だとは思いますが、もう少し何か取り組んで男女に入っていってほしいなど。

具体的にははっきりとは分かりませんが、それをしないと子どもは生まれないのではないかと思います。やっぱり企業の社長さんが職場で男女をくっつけるとか、何かそういう具体的な現場の対策がほしいかなと思っています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

(事務局)

企業ということでお話をいただいたのですが、県の方でも出会いサポートセンターの方で企業間のマッチングというのを支援している取組も数年前からやっております、グループ交際といいますか、Aという企業のグループとBという企業のグループとマッチングをしていただいて、婚活をやっていただくという取組があります。

その他、昨年度、県の方で結婚応援ネットワーク会議というのを設置いたしまして、全市町村と県はもちろん、趣旨に賛同していただいた企業の方に入っていて、全国の先進的な取組ですとか横の連携を図るということで、意見交換、情報提供などを実施しております。こういった取組は今後も続けていきたいと考えております。

(村上委員)

婚姻率が低下しないように、ここから伸びるように、方策をもう少し頑張ってみてください。

(佐藤会長)

村上委員から婚姻率についての意見が出ましたが、感想や新たな視点など、そういうことも含めて委員の方でこんな考え方もあるのではないかという意見がございましたら。どうでしょうか。

西川委員。

(西川委員)

NPO法人をやっております西川と申します。よろしくお願いたします。

当法人では、子育て支援と、それこそ結婚支援というか婚活イベントとかをやって7年目になります。最近、こういった事業を進める上で非常に重要なことでもあるのですが、企業とか、例えば行政・学校とか、たくさん独身の方がいるのは当然聞こえてきているし、見ても分かっていることなのですが。例えば企業で、さっき村上委員がおっしゃったように、社員の方に勧めるとか、そういうことを言うこと自体がやはりセクハラだ、パワハラだと。「結婚しているの」「する気、ないの」「そういうところに行ったら」と言うこと自体がセクハラだ、パワハラだという時代になってしまっているというのは、声を掛けてもらう度にほぼ100%に近いくらい聞こえてくる声です。

私たちのようにお節介をしたい方は地域にたくさんいて、こういう年齢になって結婚をしていると、「やっぱり年を取ってくると結婚していないとすごく寂しいよ」とか「一人でいるうちはいいけれども」ということが分かっている世代がとにかく勧めたいと思って、良

かれと思って言うのですが、それを言われる側はセクハラだと。上司とか社長に言われることはパワハラだということをおっしゃる若い方がものすごく増えているという実感が、私たちにもあって、なかなか人集めが大変な状況です。

今もまさにイベント、ご存知の方もたくさんいらっしゃると思いますが、本当に人を集めるのが大変です。なので、そういったことに対して何か対策をしていかないと、きっと一生懸命県や地域が頑張っても、そういうふうなところに気持ちや足が向かない人が多いという現実も少しみないといけないのではないかというのは、このところ、特に2、3年すごく感じているところです。

なので、それも1つの問題として皆で考えていかなければならないのではないかなど。何かをするやり方というわけではないですけども、問題点としてそういうことが非常に強いなと私は感じています。周りの方からもそういう声は聞こえております。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

その他、今のことと関連してでも結構ですし、前期計画の他の点についてでも。

長尾委員。

(長尾委員)

今のことも関連するのですが。各自治体においても婚姻率というのは大きな課題で、様々な手を打っているのですが、なかなかいろんな会合をやっても集まって来ないというのが実情ではないかと思います。特に女性の方が集まらないので、事業が中止になったとか、そういうこともあります。

一番考えること、私どもも考えなければいけないのですが、結婚が遅くなっている特に男性の人たちというのは、早い人は結構早いのですが、自分から声を掛けられないとか、そういう人が多いと思うので、その人たちが同じようなテーブルについた場合、それが進んでいくかということ、その域から出ていないのが実情ではないかと思います。

企業に関して言いましても、村上先生からもお話があったのですが、実は婚姻というより子育て支援等に関しましてもワークライフバランス、働き方改革を進めていく中であって、企業の方をお願いをしてもなかなかそれは難しい。いわゆる男性の育休を取ることで会社の業績に影響する場合もあるわけですから、その辺が非常に難しいと思います。

私どもの市では2年前にイクボス宣言をして、市の幹部職員の皆さんに市の職員が育休を取りやすいようにということで宣言はしたのですが、現実的に宣言により育休を取った男性が、その前までは0で1人は取ったのですが、同時になかなか取る人が出てきません。

育児休暇という形で書かなくても、制限をすることによって、いわゆる普通の有給休暇を使いながら育児休業を取ったというのは聞いておりますので、そういう意味ではイクボス宣言をしないよりはした方が少しずつは効果が、意識改革的なのは出ているのかなという

ふうに思っております。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。実際に実施されている中での発言でした。

(長尾委員)

続けてよろしいでしょうか。実は、気になったのは、資料4の34ページ、農家民泊について述べられてあるのですが、教育旅行生等を受け入れる民泊数に関しては、これは当初の予定よりは向上したように思います。ただ現実的に農家民泊の受入の人がだんだん少なくなってきたという現実があると思います。

県の方にお伺いしたいのですが、農家民泊の許可を得るためには3万ぐらいする許可申請の手続きの手数料がいると思うのですが、それらに対しての、いわゆる農家民泊受入の皆さんを増やしていくための取組、そういう考え方はあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

農林関係者が今日は不在ということでお答えをできないのですが。調べまして、後程また情報提供をしたいなと思います。

(佐藤会長)

次回に皆さんに、お願いします。

(長尾委員)

ではついでにもう1つ。子育て支援のところで、資料4の4ページ、風しんに関する検査事業に関してですが、これは今まで全部国の負担でやられていたのですが、国の方から今度、いわゆる昭和37年から54年までの男性について、3年間かけて検査をするという、希望者によるのですが。今まで国の財源でやっていたのが、これが今度は各自治体の持ち出しも出るようになったので、市長会としては国の方に要望活動等を、これは全部国の方でもっていただきたいということで要望活動を行っているのですが。これに対する県の考え方もお伺いしたいと思います。

(事務局)

それについても、併せて情報提供させていただきたいと思います。

(佐藤会長)

その他、よろしいでしょうか。

後藤委員。

(後藤委員)

資料2-1の方です。10ページ、最後のページになりますけれども。

例えば、このチャイルドシートの使用率が68.5%で、取りあえず使用するところが増えていて達成ということですが、その上のところで交通人身事故死傷者数、死傷ですので必ずしも子どもが亡くなったということではないでしょうけれども、それが減少はしているとはいえ167人ということで、もしかしたらこの中にどのくらい事故で亡くなったお子さんがいるのかということもございます。

例えば今、話にあったように、出生率が多少上がっているとはいえ、やっぱりまだまだ子供の数が足りないというところと、また反対に、今、生きている子どもたちが命を落とすことのないようにということも絶対に必要だと思います。増えていかないのもさることながら、減少、どういうところからも減少を止めるということです。

そういった時に、この68.5%というのはどうなのかと感じました。本当は100%でなければということなんです。よくショッピングモールとかの駐車場などで子どもを乗せた車を見ていると、車の中でやんちゃで走り回っている子どもの姿がある車がすごく多いなと思っております。その部分なども、これが増えていくように、取り締まるということではなくて、もう少し啓蒙・啓発的な何かができるならば、それもまた考えていかなければならないところかなと思いました。この数字を見て少々感じました。

(佐藤会長)

本当にそうですよね。せっかく少子化の中で生まれた子どもが虐待や交通事故で死んでいくというのをニュースで見ると残念に感じます。

橋本委員。

(橋本委員)

今、後藤委員からあった10ページの部分ですが、率というようなものは公正な見方ができると思うのですが、数で死傷者数とか被害少年数と数でいった場合に、母数が今、非常に減っているというところでは、これは今後の検討課題ということになると思うのですが、達成というのをどういうふうに見るか。

確かに、福祉犯被害少年数は策定時に50人あって、目標は減少と設定しており、38人に減りました。大変いいことだと思いますが、では率で見るとどうなのかということがあります。

やはり私たちが目標を掲げる時に、それが本当の意味で大きな達成なのかということ

御検討をいただければありがたいと思います。

(佐藤会長)

そうですね、御検討をいただいて、達成率がしっかりと反映するようによろしく願いいたします。

それではいろいろ貴重な御意見、御指摘をいただきましたが、次期計画に生かすような形でいきたいと思います。

それでは前期計画、このような評価等でまとめていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは御提案いただいた前期計画の案で進めていただきたいと思います。

それでは3番目の報告事項に移りまして、「幼保連携型認定こども園部会における審議状況について」、御説明をお願いします。

(事務局)

それでは事務局から幼保連携型認定こども園部会における審議状況について、資料5に沿って説明をいたします。

まず幼保連携型認定こども園部会についてですけれども、設置の趣旨といたしましてはこちらの資料にあるように、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条によりまして、都道府県に、条例でもって幼保連携型認定こども園に関する審議会を置くこととされておりまして、本県におきましてはこの青森県子ども・子育て支援推進会議の部会として設置しているところです。

その担当事務といたしましては、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可、事業の停止及び施設の閉鎖の命令及び認可の取消についての調査審議ということになっております。

こちらの部会の委員ですけれども、こちらの子ども・子育て支援推進会議の委員の中から、この名簿にあります7名の委員にご参画いただいております。

昨年度の開催状況でございますが、こちら平成31年3月18日に開催いたしまして、出席委員が、大変申し訳ないのですが6名となっておりますが実際には7名、全員に出席をいただいております。申し訳ありませんけれども、こちらの修正をお願いいたします。

7名全員にご出席をいただきまして、内容といたしましては、この別紙にある認可申請の15か所について審議をしていただきまして、全て適当と認められたところでございます。今回は15件、全て保育所からの移行ということになっておりました。これによりまして、平成31年4月1日現在で、中核市を除く県所管の幼保連携型認定こども園というのは143施設ということになっております。

最後に参考ですけれども、県内全体での保育所・認定こども園及び地域型保育事業の推移ということで、平成31年4月1日の状況になりますが、これによりましてと幼保連携型認定

こども園227か所ということになっておりまして、保育所から認定こども園への移行がますます進んでいるという状況になります。227件の幼保連携型認定こども園、これは中核市も含んでの数ということになっております。3月にこのように開催をいたしまして、審議をしていただきました。

報告は以上でございます。

(佐藤会長)

認定の申請15か所あって、新たに認定こども園が認定されたということでございますが、御質問、御意見等ございますか。

それでは、この報告いただいたとおり認めることといたします。

次にその他といたしまして、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦について、事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

企画調整課の奥田と申します。よろしくお願ひいたします。

私から御説明をいたしますが、皆さんに青い表紙の冊子をお配りしております。今年度スタートいたしました新しい県の基本計画となります「選ばれる青森」への挑戦です。皆様にお配りをしているのは計画の本体ではなくてPR用のプロモーション編という冊子になっております。こちらをおめくりいただいて2ページ、右下の方に基本計画の概要をご紹介しますけれども、今年度から2023年度まで5年間の計画ということで、こちらは県行政運営の基本方針ということになっております。

従いまして、今、協議していただいている「のびのびあおもり子育てプラン」等については、この基本計画が一番上にありまして、その個別計画という位置づけになっております。県としては、2030年のめざす姿として生活創造社会の実現ということ掲げておりまして、最重要課題としては人口減少の克服であるということでございます。

また計画の名称ですが、「選ばれる青森」につきましましては、下の方に書いてありますけれども、若者や女性の皆さんから、学ぶ場所・働く場所・生きる場所として「選ばれる青森」、また農林水産品や観光など様々な分野で県の価値が国内外から「選ばれる青森」をめざしていきたいということで、こういった名称としております。

次のページをご覧くださいと思います。

県の人口の推移をまとめております。ご承知のとおり人口は今後も引き続き減少が続いていくことが見込まれております。

3ページの下の方ですけれども、自然減、社会減の両面で人口の減少が進んでいくということでございます。

また右側、4ページですけれども、特に若者の県外流出が大きな課題となっております、18歳、20歳、22歳での転出超過が大きくなっているということでございます。県とし

では、青森県長期人口ビジョンというのを出しておりまして、この中で、この囲みに書いてありますが、合計特殊出生率、それから平均寿命、あと社会減、これらについてここに書いてあるような仮定を実現した場合には、2080年に総人口が80万人で安定して、よろしく持続可能な人口構造への転換を図ることができるという推計をしております、何とかこういった方向に向かっていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

これまで様々な取組を進めてきておりまして、その中で特に経済を回すということで、県外、海外から稼いでこようということに力を入れておりまして、農林水産業でありますとか観光をはじめとする各分野において、近年、徐々にではありますが成果が現れてきているということでございます。こういった成果をご紹介します。

9ページをお願いいたします。

一方で、成果の出ている一方で、やはり大きな課題というのはたくさんありまして、特に若者・女性の県外流出でありますとか、本県においても人手不足が顕在化している、あるいは2025年超高齢化時代への対応でありますとか平均寿命・健康寿命の延伸など、引き続き大きな課題があるということでございまして、10ページにありますとおり、今後重視していく取組の方向性として、引き続き経済を回すということに加えまして世界を視野に入れて世界へ打って出るという視点を重視して、あるいは労働力不足への対応でありますとか、2025年の超高齢化時代を見据えまして青森県型地域共生社会の実現、県民の健康づくり、こういったものに重点的に取り組んでいきたいと考えているところです。

次のページをお願いいたします。

こうした中で2030年の青森県のめざす姿としては、生業と生活が好循環する地域ということで、世界が認める青森ブランドの確立を目指すということでございます。青森ブランドの具体像として、下に書いてありますが、「買ってよし」「訪れてよし」「住んでよし」の青森県をめざしていきたいと考えております。

12ページの方で、めざす姿の実現に向けてということで、計画の中では全県計画4分野ということで、「産業・雇用」分野、「安全・安心、健康」分野など、4つの分野において政策、施策体系を取りまとめております。

皆様にA3の紙を1枚、別途お配りをしておりまして、こちらが今回、本日のテーマと関連するものでございまして、安全・安心、健康分野のうちの政策の5というところですが、こちらが、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに関する政策をまとめているところでございます。施策としては3つございまして、1つは結婚・出産の支援でありますとか、社会で支え合う子育ての推進、2つ目として様々な環境にある子どもや家庭への支援の充実、3つ目として親子の健康増進、こういったことを県の取組として進めていくということを計画の方に位置付けているところでございます。

またプロモーション編の方に戻っていただければと思います。こうした政策、施策体系に

基づく取組を着実に進めていくとともに、戦略プロジェクトというのを今回、5つ設定しております。この戦略プロジェクトに基づく取組を特に重点的に分野横断で進めていくということにしております。

この中で特に子育ての関係に関しましては、「住みたいあおもり」若者・女性プロジェクトというのがございまして、この⑤になります。結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくりに取り組んでいくということでございます。

こちらにつきましては17ページ、18ページをお開きいただきたいのですけれども。こちらの方、「住みたいあおもり」若者・女性プロジェクトの今年度の主な取組をまとめております。結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくりににつきましては、18ページ右下にあります。切れ目なく社会全体でサポートする環境づくりに取り組むということで、働き方改革の推進でありますとか、子育て世代包括支援センターの設置促進など、社会全体で子育てを応援する気運の醸成や、子育てしやすい環境づくり、また縁結びサポーターの養成や結婚応援イベントの実施など、関係機関が一体となって社会全体で結婚を応援する気運醸成、こういったものに今年度取り組むこととしております。

先ほどもお話がありましたけれども、やはり少子化をどう解消していくか、そのために婚姻率をどう上げていくかということが非常に大きな課題となっておりますので、県としても部局連携を図って取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

御感想も含めて、どうでしょうか。

西川委員。

(西川委員)

若者の流出に関しては色々なところでもお話が出るのですが、県で様々なアンケートを住民の方にしていると思うのですが、疑問に思ったのが、出て行っている若い方がどうしたら青森に戻ってきたいのか、そういう希望のようなものは何かアンケートを採ったことがあるのかなと思いました。

というのは、実際に出て行った人が帰ってくる時に、自分たちの希望に全く関係ないことを県で一生懸命やっても、帰ってこようと思うのだろうかというのを、今、疑問に思ったところだったので、単純にお聞きしたいなと思ったのですが。

(事務局)

例えば若い人が県外に行くケースというのは就職なり進学なりということになるのです

が、進学した人たちにアンケートを採れるかという点、正直難しいものですから、まとまった形ではなかなか採れていないというのが実情であります。

一方で、個別に聞いていけば、就職先の問題というのが非常に大きくて、大学で学んだ知識とかを生かせるような職業がなかなか見つからないとか、そういったお話もありますし、あとそもそも県内の企業のことをあまりよく知らないでいるという状況もありますので、まずは県内に様々な企業があるということとか、例えば給与水準の話だけをするとなかなか首都圏と比べると、ということもありますけれども、一方で暮らしやすさとか働きやすさのような生活トータルでの魅力をできるだけ若い人に伝えるようなことをしながら、帰って来ていただけるように、あるいは一度働いてからも移住とかUターンで戻ってくるとか、そういったことのサポート体制も、東京にセンターをつくって相談に乗れるように体制強化するなど、そういったこともやっていますので、何とかそういった様々な取組をして、転出超過を少しでも抑えていければと考えております。

(西川委員)

分かりました。もし可能であればですが、今後、例えば高校から大学を受験して出て行くような子どもたちであれば、いくらか所在が分かると思うので、これから出て行く子どもたちが希望を持って帰ってくるためには、青森県も何かしてくれているんだということが、逆にそういうことをすることで分かってくれるかもしれません。そういうことを聞くようなこともしていただけたら嬉しいなと思いました。

(佐藤会長)

その他、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは次に、前回の会議から本会議において協議を希望する事項を各委員から事前に提出していただいております。今回、2件御提案がございました。後藤委員、渡邊委員から検討課題が提出されてございますので、この2件について皆様から御意見等をいただきたいと思っております。

それではまず後藤委員から、協議を希望することについて御説明を願いたいと思っております。

(後藤委員)

お手元に配付されてあると思っております。その件についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず協議事項としましては、行政機関・医療機関・支援機関の連携連帯による被支援者の受益についてということです。

まずその理由、内容としましては、社会的養護を受けている子どもたち、これは児童養護施設ということだけではなくてファミリーホーム、里親さんとかも含めて考えていただけ

ればと思います。

社会的養護施設において親権者同意が必要な状況で、親権者からの同意を取りづらい、もしくは所在不明等で連絡がつけられずに同意を取れないなどの理由で、子どもの不利益が生ずることが多々あることから、関係機関及びその従事者への周知が必要ではないかなと感じました。

例として医療施術などと書いていますけれども、そこに限ったことでないです。

それ以外では、例えば就職の時、一般のところであるならば会社に出す保護者同意とか保証人とか、様々なところで親権者に対してのものがなかなか出づらいという状況が生じているというのが多くあるということです。

もっと身近な普段の生活のところではいうならば、例えば、不利益が生じているわけではないのですけれども、携帯を購入契約するのにも、一般でいくよりも手間がかかる、保護者の同意がないならば保護者の代理が誰で、それがどういう人なのかという証明を付けなければならぬと。それは携帯のショップによっていろいろ対応が違うものがあったり、そういうところも不利になってきます。

医療施術というのは、実はこれ、私どもの施設で、少し前にあった話ですが、ある女の子が「お腹が痛い」と言って学校から帰って来て、通院しました。通院して、その通院した病院で調べた結果、盲腸ということです。これは早く手術した方がいいという話になって、じゃあ手術をしていこうかという話になった時に、手術であるならば保護者の同意が必要ということ。ただ、その子自体がこれに添付されている医療ネグレクトのケースではないので、保護者の同意が取れなくはない状況にありました。ただ、やはり保護者にもなかなかすぐに連絡がつかないとか、保護者がすぐそばにいるわけではないので、もう仕事に出ているとか出先であるとか、こういった場合にすぐに来て同意のサインができるかということ、子どもは痛くて痛くて苦しんで泣いていて、でも手術をした方がいいけれど保護者の同意がないとすぐにはできないので、保護者がつかまるまで待つしかないというような状況でした。そういうところはものすごく不利益が生じます。

ここに添付されているように医療ネグレクトというケースであれば、ネグレクトというところのものでいろんな形の話になりますけれども、そうではないところでは、どうすればいいのかという話が1つあります。

あと別の会議でこの話をちょっとさせてもらった時に、そこに同席をしていた弁護士の先生が、「それはやっぴいんだよ。そういうふうになっている。」という話をしてくれました。「通常、そうになっている。」という話をしてくれました。けれども、それは、我々児童養護施設とか社会的養護の組織というところではそれは認識している。

例えば医師会という組織では認識していますが、組織と組織ではそうなのかもしれないけれども、でも実際に、端の方の方々のところまでそれがしっかり伝わっているか、ここはそうなんだと言っても、現場のドクターが、「いやいや、保護者の同意が」となってくると、どれだけ説明をしても「そんなことはない」となってしまっていました。

なので、そういう意味では、いろんな意味で合意形成されている内容を、お互いに全ての関係機関が末端まできちんとコンセンサスがとれているか、浸透しているかというところが必要で、様々な場所、集まり等で確認をしてもらえるならば、利用者受益になってくるといふ想いがあって、これを提案させてもらいました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。  
事務局から何かございましたら。

(事務局)

今の件については国の方から通知が出ております。お手元の資料、1枚めくっていただきますと、24年3月付けの厚労省の雇用均等・児童家庭局総務課長名の通知が出ています。

この時に、24年4月、民法等が改正されて親権停止の制度が新設されたということで、先ほど後藤委員がおっしゃっていた様々なケースについて、こういう対応が可能ですよという通知の内容になっています。

位置づけといたしまして、1枚目に書いていますけれども、地方自治法に基づく技術的助言という整理をやっております。詳しくは、一番裏面のこちらのフロー図に書かれておりますが、左側から右側に対応の流れがございます。左側に医療機関、児童福祉施設の施設長等、それから児童相談所、家庭裁判所、児童相談所、医療機関という流れになります。

通常の場合を申しますと、一番上の矢印のところになります。通常は児童相談所の方で家庭裁判所に対して親権停止の審判による措置を請求することになります。それでその決定を受けて、未成年後見人ですとか親権の代行者が同意をするという形になります。ただ、この親権停止の審判というのは非常に時間がかかるということで聞いていまして、通常、数カ月かかったりするというところでございます。

そういった場合ですと、2番目の矢印になるわけですが、併せて保全処分による措置を申し立てまして、家庭裁判所の方の決定を受けて職務代行者なり児童福祉法に基づく親権代行者が同意を行うということになっています。

ただいろんな場面があって、本当に時間的に余裕がない、緊急性が高い場合もあるわけですが、そういったケースは一番下の矢印になります。家庭裁判所の手続きを経る時間がないと、緊急措置ということでの対応になります。

児童福祉法上は、真ん中の一番下に書いていますけれども、児童相談所の所長、それから施設長等による監護措置ということで、児童の生命・身体・安全確保のため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができるという規定がございます。

ということで、場合によっては施設長の同意、里親さんの同意等で医療行為を行うことができるという国の見解でございます。

県といたしましては、今回、こういうお話がありましたので、できれば県の医師会様のご

協力を得て、周知させていただきたいと考えております。

(佐藤会長)

組織同士は医師会と意思疎通ができていますが、個々の医師になるとなかなか難しい問題かもしれません。

村上委員。

(村上委員)

なかなか難しい問題でございます。医師法第19条によりますと、診察の求めがあった場合、それを拒否することはできないと法律で決まっていますので、同意をとっていますので、まず生命を第一に重要視する、次はその手段として、やはり本人以外の同意が必要だと、大きな2つの原則があると思います。

今回の場合、盲腸ですか。盲腸でしたら時間的な余裕はあるかもしれませんが、もし重症化すれば同意がなくても生命を助けるという方向でいきます手続きの問題で、もう少しドクターが手続きをやって手術といけばいいのでしょうか、同意にこだわったケースではないかなと思います。ただ、そのままにしておくショック状態になって腹膜炎になりますから、ドクターとしては手を加える方向にいくと思います。

ただ難しい問題で、医療ネグレクトの中に一部入ると思いますが、後で親が来て「何でやったんだ」という親もなかにはいて、これは非常に躊躇する場合もある非常に難しい問題でございますが、医師会としては通告の必要があれば、各ドクターに生命、治療を優先すべきと通告できます。皆、分かっていると思いますが、そういう通達は簡単にできます。

何が問題か、はっきりは分かりませんが、現場の問題ですが、たくさんあるケースではないと思います。そういう差別をしたわけではないとも思います。同意となると一番大事なのは、いつでも連絡がつくように家族、里親に、つくようにしておく組織の方がそれを徹底しておくのも必要ではないでしょうか。

(後藤委員)

まさにそこらへんです。いつでも連絡が取れるようにしておいて、そうじゃないのですかと、その時も言われました。

ただ、児童養護施設に来る子どもというのは、親権者がいるけれども連絡が取れないとか、行方が分からないとか、虐待のケースで連絡が取れないとか、様々なケースがあるので、今のように施設としては、こういう時にすぐに親権者にいつでも連絡を取るようにならなくても、そこがなかなかできないケースがいっぱいある中でそうなった状況でした。その時もかなり電話をかけておいて、ようやくそのお父さんとつながったので来てもらうことができました。しかしながら、その子が病院に行ってから1時間ぐらい経ってからのことで、その子はその間苦しむわけです。

なので、自分たちの子どもであれば、そんなに放っておかないだろうと。その意識というのは、我々、社会でもって支援が必要な子どもたちを支えているところであるので、その支える側が、これが自分の子どもだったらという気持ちがあるかどうかという部分です。

何をしてあげられるのだろうかという思いで、子どもファーストで考えると思います。多分、このドクターもきちんと同意を取るとか、いろんな形での責任の所在というか、いろんなものをはっきりさせておかないと、やはりそこは手術という大きなものであればそれはそうだと思います。

そういう意味では、一個人のものに任せるのではなくて、こういう法律なり何かがあるならば、それがきちんと流れていけばいろんな意味でスムーズにいくことがあります。一人ひとりがきちんと押さえておけばいいことです。そうしたら一人ひとりがきちんと押さえるような、例えば時々に通達を出すとか、確認の場を設けるとかというのは、それぞれいろんな場所でやれるのではないかなという話です。

ですから、そのドクターが差別をしたとかダメだったということではないです。それは通常の流れだと思って見ていますし。私たちも不勉強で、こういうのは親権代行でやれるというのは何となくは知っていたのだけれども、はっきりしたことがちゃんと分かっていたので、結果そういうことになったということでは、お互いにやっぱりそこはもうちょっとしっかりと認識をしていければと思います。

(佐藤会長)

その他の委員で、今の問題について、御感想でかまいませんが何かお気づきの点とか。  
村上委員。

(村上委員)

医療ネグレクトの法規ができていますので、その考えに則って、もう生命に危険の場合はスムーズに進めていいのではないかなと思います。

(佐藤会長)

榎谷委員。

(榎谷委員)

看護協会の榎谷です。とても貴重な情報をちょうだいしたと思います。

恥ずかしながら、こういう法律があるということを知りませんでした。今、承知いたしました。

村上先生がおっしゃったように、医療の現場においては説明と同意については本当に細心の注意を払います。全ての治療行為の時に説明と同意、説明をしたというのと、相手がどう理解したかまで確認をしましょうというのが今の時代の流れで、何かうまくいかない

何となく良くないといった流れになりますので、医療の現場ではとても説明と同意には神経を払っている日々だと思います。

じゃあ、緊急時、救急外来とかで、おっしゃるように背景の方から同意が取れない場合どうしているのかというところですけども、やはり、そういうところを医療の現場で協議をしておきましょうということにはなっていますし、やはり医の倫理感というか、そういうところも承知した上で進めましょうということにはなっています。

今回、とても勉強になりました。ありがとうございます。

(後藤委員)

すいません、例えば今回は、我々は施設という組織であって、組織としてドクターと話をし、施設ですので職員が多数いますので、子どものその保護者に連絡を取るとか、様々相談所関係に連絡ができますけども、例えばこれが里親さんだったら、そうはいかないだろうとか、様々なことを考えております。

例えば、関係機関の連携連帯というのは、施設と医療関係だけではなくて、そこに関わる児童相談所とか、そういう場合には我々の方で保護者に連絡をしますとか、医療関係には我々が動きますとか、ソーシャルワークのところが入って、メディカルワークとソーシャルワークとやって、子ども本人にはケアワークが入ると、それぞれのワークがきちんと連携をすると、ものすごく子どもにとって、支援が必要な人方にとっては、その子どもだけの話ではないですけども支援が必要な人たちにとってはものすごくいいだろうなと思います。ワークフィールドがちゃんと連携というところが、今の話だけではなくて全国的にもいろんなそういう話があるので、それを先駆けて青森県でやれたらいいかなというところが少しあります。そういうことも含めて何かきっかけになればと思っています。

(佐藤会長)

ありがとうございます。貴重なご提案をいただきました。当面の対応策については事務局からお話がありました。

(村上委員)

私が心配をする問題は、両親に虐待をされて、そういう子どもがけがをしたとか病気になった時、虐待する親は「何もするな」と言ってくる可能性もあります。その辺が一番難しいかなと、虐待の親との関係が難しいと感じます。

(西川委員)

当法人でフリースクールを立ち上げて1年になって、公的な機関と認められていないので、今の話が仮にあった場合に、じゃあ民間でやっている施設とか、そういうところはどうかのだろうとすごく危機感を覚えました。

なので、児相などもそうですし、例えば法人格でやっているフリースクールだとか、そういうお子さんを預かっているところも、やっぱりお子さんを預かっているということは親御さん、母子家庭で働いていて連絡が取れないということも結構あるので、そういうのも含めて御検討をいただければありがたいなと思いました。

以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。広がりのある問題だと思います。事務局、よろしく願いいたします。

それでは2番目の御提案で、渡邊委員。

(渡邊委員)

青森県保育連合会の渡邊と申します。

この会議は学校に入る前の子どもたちを支援するための会議という性格もありますので、これから主に後期計画を立てる際に、視点というか課題点を皆さんに共有していただきたくてお話をしたいと思います。

保育士不足についてですが、青森県も実は前から深刻な状況にあります。かつては保育所の職員が、保育所だけではないのですけれども、給料が安いから、低いから、または労働条件があまり良くないから就職をしたくなくて、給料のいい東京の方に行ったり、他職種に就くのだろうと言われていました。たしかにそういった傾向はまだまだ改善はされていません。

今、新たな問題としては、そもそも養成校に入る学生が減ってきています。これはもちろん全体的な、全県的な少子化の影響を受けて、短大、4年制の大学に進む人たちも少なくなっているという影響が出ていると感じています。正直な話、学生の質という問題も劣化しているのが事実であります。

学校も、以前だと試験をきちんと受けて、いい学生、成績の優秀な学生から順番に入学をさせていましたが、今は学校も学生を選べないような状況にあると、様々な要因があり、今、保育士不足というのが青森県においてもかなり深刻化しています。

そして待機児童の問題は、4月1日ではないですが、やはり年度途中から「下の子を入れたい」とか「育児休業明けから預けたい」というお子さん、やっぱり0、1歳の子が多いので、0、1歳は当然人手がかかりますので、例えば赤ちゃんであれば3人いたら保育士が1人必要になってくるし、1、2歳児であれば6人いたらまた1人という感じで、3歳、4歳、5歳の子が1人入ると乳児が入るのでは対応が違う、そういった関係もありまして、受け入れたいけれども受け入れられない、春まで待って欲しくないかという園も少なくありません。

その隙間を埋めるかのように、今増えているのが小規模保育事業だとか企業主導型保育

事業になります。なぜかという、比較的規模が小さくて始めやすいということと、市町村の管理を今必要としていないこと、何よりも保育士資格が、例えば10人必要なところは5人でいいよとか、規模によっては0、いわゆる資格のない人たちだけでもやれるという制度が、東京の方で深刻な待機児童の問題を解消する苦肉の策として、それが全国に広がったのですが、それでどういうふうな影響を受けているかという、これは愛媛県の例なんですけれども、松山市になります、そこでは数年で小規模だとか企業主導型が50か所だったか、そのくらい一気に増えて、それが今、認可保育所から職員がそっちの方に流れたりして、認可保育所や幼稚園がつぶれる事態が起きてきていますし、これも、もしかしたら青森県においても起きかねない問題になるかなと思っています。

何が言いたいかという、例えばこれから数年後、子どもが減っていく、でもいっぱい施設、事業所があるということで、供給過剰になって、つぶれないにしても規模を縮小せざるを得ないというふうになると、学校でも多分そうだと思いますが適正規模、子どもが育つためには、やはりこれぐらいは必要、こういった子どもとの関わりが必要という規模が多分あると思います。私は大体60人くらいなのかなと、保育園については、思います。70~80人くらいが1学年、まず4歳や5歳であれば14~15人の規模で育っていくのが、学校に入るための前段階として、5歳児だったら20人くらいがいいのかなと、そんな感じがしております。

それが今度どんどん、子どもの数が少なくなってきた、供給過剰なので定員をどんどん下げていく、または小規模保育事業だとか、資格のない人が子どもを育てられていくとなると、質の問題が懸念されてきます。やはり、そこで保育がちゃんとなされているのだろうかという問題と、それから、例えばへき地の方だと子どもがもう3人、4人しかいなくなってくるので、青森県の場合は私立の経営の保育園、認定こども園がほとんどですので、じゃあ止めますと、結構撤退してくるのではないかなと思います。そうすると、学校だとありえませんが、子どもがいたら、まず分校ができて、教頭先生や先生方が、きちんと中学校を卒業するまで育て上げますが、残念ながら赤ちゃんや学校に入る前の子どもたちの育ちの保証というのはそこまでいっていないという問題が、数年後の青森県が直面する問題になるのかなと思います。

なので、何を言いたいかといいますと、これから後期計画を立てる際に、先ほども質問をさせていただきましたが、各市町村の事業計画をきちんと把握した上で、各市町村の現状だとか問題や課題を把握された上で、それを後期計画に反映させ、そして市町村と共にそれを支援するような、できれば事業所とか施設を支援するような仕組みを是非盛り込んでいただければなという思いで本日はまとめさせていただきました。

(佐藤会長)

それでは事務局からお願いをします。

(事務局)

それでは事務局から、資料の下にあります現状の説明を若干させていただきます。

今、渡邊委員のお話にあったように、就学前児童数、各年度の10月1日現在の推計人口、0歳児から5歳の推計人口の集計ですけれども、ここ3年でも目に見えて減っているという状況があります。

それに対して保育所等の利用児童数は、こちらは4月1日現在になりますけれども、これは保育所と認定こども園を利用している子どもさんの数、こちらは概ね横ばいとなっていると思います。その一方で、母数が減っているために利用者数がほぼ変わらないということで、利用率がだんだん上がっているという状況があります。

4月1日現在で待機児童はありませんけれども、年度後半、昨年場合は平成30年10月1日現在で、県内全体で21人となっているほか、いわゆる待機児童ではありませんけれども、他に入所できる保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望して入所をしていない子どもさんというのが、この時点で312人と結構な数になっているという状況があります。

それと、先ほど渡邊委員のお話にもありましたが、県内に保育所等分園とか地域型保育事業所、企業主導型保育事業の状況ですけれども、保育所の分園は現在15か所、今年度1か所増えたことは確認しています。小規模保育等を含む地域型保育事業ということでは、こちらは現状、10か所ありまして、これには30年度と今年度で6か所増えまして、さらにまた別途1か所が休止しているという状況で、だいぶ増えているわけです。それと企業主導型保育事業所、こちらは今、12か所ありますけれども、平成30年度と今年度で5か所増えていて、地域型と企業主導型でここ2年間で倍増という状況になっております。

事務局からは現状の説明ということで、以上です。

(佐藤会長)

保育行政、待機児童問題が出ましたけれども、問題は待機児童問題で動いてきたけれども、それだけではない、短期間の間にいろいろな問題が錯綜的に出そうだという問題提起だと思いますが。何かこの問題に関して。

新井谷委員。

(新井谷委員)

はちのへ未来ネットの新井谷と申します。

1つ質問ですけれども、今の説明のなかで、他に入所できる保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望している理由というのは分かりますでしょうか。地域的なものなのか、保育内容によるものなのか、その他の理由で入所できないのか。その辺の理由は分かりますか。

(事務局)

今、現状の詳細は資料がないのですけれども、ただ距離的なものではない通園可能なものがありまして、そこではないところに行きたいという理由であると認識をしています。

距離的には通園できても、他のところに、例えば園の方針とか、あるいは兄弟、上の子どもさんと一緒のところに行きたいとか、そういったお話なのではないかなと考えております。

(新井谷委員)

ありがとうございます。

(佐藤会長)

その他、関連して。

(後藤委員)

私たちのところも渡邊先生と同様に保育士さんの採用について、渡邊先生がおっしゃったように養成校そのものの学生の数が減っているということ、さらに県内でもその学校の就職担当の先生たちに話をさせてもらおうと地元志向が強いようです。よって、自宅から通えるところに就職を希望するという人がすごく多いです。

例えば学校に家から通学をしている人が多いのならば、就職もそういう形になり、求人もそういうかたちになってくることとなります。そうすると県内で地域差がすごく出てくるというか、各市町村の差が出てくる、そういうところがかかなりあると思います。

それだけでなく、今までずっとお話になっていたように県外への人口流出、そもそも生産人口の減少の理屈というか、保育士養成校のところなどで東京、仙台あたりに行ってしまう、残った子どもたちは地元志向で自宅からとなる、そうでない地域というのは本当に人材よりも人員をどうするかという話になって、質の低下というか、様々なところが大きく、その人員すらもいなくなっています。

例えば、これは我々の子どもに対しての支援ということだけじゃなくて、それこそ看護師さんとか介護の方だとか全てにおいてそうだと思いますけども。そのところをどういうふうにしなければならないのかというのは喫緊の課題です。

例えば全国的に並べた時に、やっぱり地域差での給与の面だとか、他の都市部のところからの求人票などを見ると、郡部よりそちらの方にひかれてしまいます。いろんな事情があるだろうけれども、それはやっぱり分からない。それならば、例えば保育士さんの水準というのも、その事業所、問題の改善策はいろいろ出ていますが、もうちょっと抜本的に何か手を打ったりしないのかなと考えました。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

(渡邊委員)

秋田の保育関係者ともお話をすることがありまして、青森とワースト的などころを争っているような、子どもは少ないし、自殺は高いしと、青森と同じような状況にあって、その中で少し違うのは、秋田よりは少しは優位なのかなと思う点が、秋田より青森は養成校が多いということがあります。それから施設の数も倍あるということがあって、それだけ保育者も多いです。秋田の方も保育士不足、保育者の高齢化という問題が非常に深刻になっているそうです。

例えば、これは県の方、または国の方に出してもいいのかなと思いますが、地域限定保育士のようなものが大都市の方であります。例えば神奈川県でしか通用しない保育士資格というのを特区で申請をして、それが認められているというのがありますので、例えば、秋田・青森限定の、そういった保育士制度というのを国の方に認めていただくことによって、国家試験とはまた違う地域限定のそういった採用試験の仕組みをつくり、そこで青森県、秋田県であれば働けるんだよ、10年間有効だよ、10年後にはまた一旦試験を受けてもらうことになるといったような、様々な条件を付けたもので工夫していくことなども良いのではないかなと思いました。

やはり、これからは国のナショナルスタンダードというか、それだけではなくて、より地域に根差したような地域特区みたいなものが必要なかなと思っております。

ここは協議をする場ではない場ではないでしょうけれども、少しは検討をする余地があるかなと思いました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

後藤委員と渡邊委員には、深みと広がりのある提案をいただきました。

最後に、何か全体を通して発言をしておきたいということがございましたらお願いします。

それではたくさんの御意見をいただきました。事務局にお返しします。

(司会)

佐藤会長、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、神健康福祉部次長からご挨拶申し上げます。

(神次長)

次長の神でございます。閉会にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り、また長時間にわたり貴重な、本当にいろいろな御意見をいただき、誠にありがとうございました。担当課から情報を得ていなかったためにお答えできなかった長尾委員の御質問に対しては、また改めて確認の上、回答をさせていただきたいと思っておりますが、御審議いただきました「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画、また「のびのびあおもり子育てプラン」と一体的に策定をしております「子ども・子育て支援事業支援計画」、「母子保健計画」、後期計画では一体的に策定をすることとしております「社会的養育推進計画」につきましては、本日、御了承いただきました前期計画の評価の中で取組が不足する部分の強化や、渡邊委員からもありましたように市町村の計画、これをきっちり子どもも内容を把握しながら、皆様の御意見を参考にして後期計画素案の作成作業を進め、そして本県の子ども・若者支援施策の一層の充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたり御協議をいただき、大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和元年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

〈終了〉